

STOP

フォークリフトの逸走防止

背景(課題・ニーズ)

労働安全衛生規則第151条の11では『運転者が運転位置を離れるときは、フォークを最低降下位置とし、原動機を止め、ブレーキを確実にかける等フォークリフトの逸走を防止するための措置を講じなければならない』と定められていますが、「ちょっとだけだから」とついエンジンを止めずに運転席を離れ、フォークが逸走する事故事例が業界内で度々報告されています。

プロジェクト内容

エンジンキーを抜かないと物理的に運転席から降りられないような対策を行いました。



キーホルダーにキーをつけ、シートに取付けしました



反対側にはプラチェーンを取付けし、1方向からしか乗降できないようにしました



キーを差すとコードリールにより、キーを抜かなければ降りられません



やってみての効果

コードリールがある事で物理的にエンジンキーを抜かなければ運転席から降りる事が出来ませんので、エンジンをかけっぱなしでフォークリフトから離れる事はなくなりました。

今後の目標・展望

‘安全はすべてに優先する’の理念のもと、安全な職場の実現に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります。